

光市自治会集会所等建設補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域コミュニティ活動の推進を図り、地域の連帯意識と福祉の向上に寄与するため、地域住民が行う自治会集会所及び町内会集会所（以下「自治会集会所等」という。）の新築又は取得、増改築、補修（以下「建築」という。）を実施する場合に、その建築費を市が補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象となるのは、自治会、町内会等の住民団体（以下「団体」という。）が単独又は共同して前条の規定に基づいて建築し、かつ、将来団体において管理運営する自治会集会所等とする。

2 前項の建築については、市内に本社又は本店所在地を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者が施工する場合に限り、補助対象とする。

(補助額)

第3条 自治会集会所等の建築工事に対する補助金の額は、次の各号の建築の区分に応じ、それぞれ当該各号の算出方法により得た額とし、予算の範囲内において補助する。

(1) 新築又は取得 新築又は取得に要する額の5分の2の額とし、最高限度額を800万円とする。

(2) 増改築 1件50万円を超える整備について、その経費の3分の1の額とし、最高限度額を800万円とする。

(3) 補修 1件30万円を超える整備について、その経費の3分の1の額とし、最高限度額を200万円とする。ただし、排水設備（光市下水道条例（平成16年光市条例第151号）第2条第4号に規定する排水設備）の整備については、1件当たりの整備費の額は問わないものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けた団体は、同一の対象事業の区分については、天災等により市長が特に認めた場合を除き、補助金の交付後10年間は重ねて補助しないものとし、補修については、補助金の

交付後5年間は重ねて補助しないものとする。ただし、排水設備を整備する場合（整備に伴う必要な改修工事等を含む。）については、この限りでない。

3 補助金として算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を交付するものとする。

（申請）

第4条 補助金を受けて自治会集会所等を建築しようとする団体は、自治会集会所等建設補助金交付申請書(様式第1号)に自治会集会所等利用計画書（様式第2号）、平面図、付近の見取図及び見積書を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、補助金の交付の可否を決定し、自治会集会所等建設補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

（事業計画の変更）

第6条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、事業を中止し、又は計画を変更しようとするときは、中止にあつてはその旨を書面をもって市長に通知するものとし、計画変更にあつてはあらかじめ市長に事業計画変更承認申請書(様式第4号)を提出して、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、変更の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、事業計画変更決定通知書（様式第5号）により交付団体に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付団体は、交付対象事業が完了したときは、完了した日から30日以内に、自治会集会所等建設補助金実績報告書（様式第6号）に自治会集会所等建設補助金工事精算書（様式第7号）、平面図、完成写真及び建築事業者からの請求書又は領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 8 条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自治会集会所等建設補助金交付確定通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 9 条 前条の規定による通知を受けた交付団体は、自治会集会所等建設補助金交付請求書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 10 条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、速やかに交付団体に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(2) 補助金を申請の目的以外に使用したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、不正の行為があったとき。

(立入調査)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする申請団体又は交付団体（以下「申請団体等」という。）に対し、担当職員を立ち入らせて帳簿、書類その他について、必要な調査を行うものとする。

(指示)

第 13 条 市長は、前条の規定による立入調査の結果、必要があると認めるときは、申請団体等に対し、必要な指示をすることができる。

(関係書類の保管)

第 14 条 交付団体は、事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業終了年度の翌年から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の光市小集会所建築補助金交付規則によりなされた処分、手続き、その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 改正後の光市自治会集会所等建設補助金交付規則第3条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に補助金の交付を受けた団体について適用し、同日前に補助金の交付を受けた団体については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年規則第11号)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

光市長 様

（申請者）

自治会集会所等 住所

建築代表者 氏名

㊟

自治会集会所等建設補助金交付申請書

自治会集会所等建設補助金の交付を受けたいので、光市自治会集会所等建設補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

自治会・町内会名	
対象世帯数	
建築規模、構造	
建築場所・所有者	
建築の区分	新築又は取得 増改築 補修
施工事業者名・住所	
着工、しゅん工予定年月日	年 月 日～ 年 月 日
建築しようとする主な理由	
建築価額（A）	円
Aのうち交付申請額	円

添付書類

- 1 自治会集会所等利用計画書（様式第2号）
- 2 平面図及び付近の見取図
- 3 見積書

様式第2号(第4条関係)

自治会集会所等利用計画書

1	自治会・町内会一般行事		
(1)	自治会・町内会常会	1箇月(又は1箇年)	回
(2)	自治会・町内会役員会	〃	〃
(3)	その他	〃	〃
2	老人会関係		
(1)	会議	1箇月(又は1箇年)	回
(2)	研修、レクリエーション等	〃	〃
(3)	その他	〃	〃
3	婦人会関係		
(1)	会議	1箇月(又は1箇年)	回
(2)	研修、レクリエーション等	〃	〃
(3)	その他	〃	〃
4	子ども会関係		
(1)	会議	1箇月(又は1箇年)	回
(2)	研修、レクリエーション等	〃	〃
(3)	その他	〃	〃
5	その他		

指令 第 号
年 月 日

自治会集会所等
建築代表者 様

光市長



自治会集会所等建設補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自治会集会所等建設補助金の
交付については、下記のとおり 条件を付して交付すること を決定したの
不交付とすること
で、光市自治会集会所等建設補助金交付規則第5条の規定により通知しま
す。

記

1 交付・不交付の別

交 付 不 交 付

2 交付決定額

円

3 不交付の理由

4 交付条件

- (1) 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (2) 光市自治会集会所等建設補助金交付規則第11条各号の規定によ
り、補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、これに従うこと。
- (3) 市長が、職員による帳簿、書類その他についての立入調査を行う必
要があると認めるときは、これに協力すること。
- (4) 立入調査の結果、必要な指示があったときは、これに従うこと。
- (5) 事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物については、事業終了年度
の翌年から起算して5年間保管すること。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

光市長 様

(申請者)

自治会集会所等 住所

建築代表者 氏名

印

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定があった自治会集会所等建設補助金について、計画を変更したいので、次のとおり申請します。

	変更後	変更前
変更する内容		
建築価額 (A)	円	円
Aのうち交付申請額	円	円

添付書類

- 1 見積書
- 2 その他関係書類

様式第5号(第6条関係)

指令 第 号
年 月 日

自治会集会所等
建築代表者 様

光市長



事業計画変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった自治会集会所等建設補助金の交付については、下記のとおり条件を付して交付することを決定したので、光市自治会集会所等建設補助金交付規則第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更交付決定額 円
- 2 既交付決定済額 円
- 3 交付条件
 - (1) 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
 - (2) 光市自治会集会所等建設補助金交付規則第11条の規定により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、これに従うこと。
 - (3) 市長が、職員による帳簿、書類その他についての立入調査を行う必要があると認めたときは、これに協力すること。
 - (4) 立入調査の結果、必要な指示があったときは、これに従うこと。
 - (5) 事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物については、事業終了年度の翌年から起算して5年間保管すること。

様式第 6 号(第 7 条関係)

年 月 日

光市長 様

(申請者)

自治会集会所等 住所

建築代表者 氏名

印

自治会集会所等建設補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定があった自治会集会所等建設補助金による事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

事業の完了年月日	
交付決定額	

添付書類

- 1 自治会集会所等建設補助金工事精算書 (様式第 7 号)
- 2 平面図
- 3 完成写真
- 4 建築事業者からの請求書又は領収書

様式第7号(第7条関係)

自治会集会所等建設補助金工事精算書

建築面積	構造	1m ² 当たりの建築単価	工事費総額	地元支出額	市補助額

工事費内訳

工 事 名 金 額 摘 要

1 仮設工事

2 基礎 //

3 木 //

4 左官 //

5 屋根 //

6 壁 //

7 鋳 //

8 建具 //

9 金具 //

10 水道 //

11 電気 //

雑工事費

計

様式第 8 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

自治会集会所等
建築代表者 様

光市長



自治会集会所等建設補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった自治会集会所等建設補助金
については、下記のとおり確定したので、光市自治会集会所等建設補助金
交付規則第 8 条の規定により通知します。

記

補助金確定額 円

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

光市長

（申請者）

自治会集会所等 住所

建築代表者 氏名

㊟

自治会集会所等建設補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定した自治会集会所等建設補助金について、光市自治会集会所等建設補助金交付規則第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円